

**令和6年度 長野県防災行政無線中継所一般用電気工作物点検業務  
特記仕様書**

1 目的

本業務は、長野県防災行政無線三登山中継所他6中継所の電気工作物（以下「電気工作物」という。）の点検を行うことにより、障害の発生を未然に防ぐとともに、電気工作物の電気事業法その他関係法令への適合状況を確認することを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、長野県が発注する「令和6年度 長野県防災行政無線中継所一般用電気工作物点検業務」に適用する。本業務の一般仕様は長野県土木工事共通仕様書による。

3 履行場所

名称	所在地
三登山中継所	長野市坂中701-30
北蓼科中継所	南佐久郡佐久穂町屋敷入国有林94ち林小班
山形中継所	東筑摩郡山形村大字清水高原7598
中綱中継所	大町市大字平フナクボ21664-7
三笠中継所	木曾郡王滝村3162
台ヶ峰中継所	木曾郡木曾町大字藤掛字台ヶ峰国有林
陣馬形中継所	上伊那郡中川村大草1649-1

4 一般事項

- (1) 点検の実施に当たっては、その内容を十分理解した上で履行する必要があることから、第3種電気主任技術者又はそれと同等以上の有資格者を配置すること。
- (2) 現場作業時は、連絡方法等を明らかにして不慮の事故等に備えるとともに、監督員との連絡を密にすること。
- (3) 点検の実施に当たっては、常に安全管理を十分に行い労働災害防止に努めること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、解決するものとする。
- (5) 特許権、実用新案権その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 受注者の責により通信障害、設備の破損等が発生した場合は、発注者の承認する方法により速やかに修理を行うこと。この場合における費用は、受注者が負担するものとする。
- (7) 業務を履行するため中継所に立ち入るときは、事前に日程、業務内容等について発注者と打ち合わせること。
- (8) 発注者が所有する資料のうち、業務に必要なものについては貸与するものとする。
- (9) 本業務に伴う必要な諸手続は、受注者において行うこと。

5 提出書類等

- (1) 点検報告書、点検写真、協議書等を製本し、業務成果品として提出すること。

(2) 協議又は打合せを行った場合には、受注者はその都度打合せ記録簿等を作成し、発注者に提出して確認を受けるとともに報告書に添付すること。

## 6 軽微な補修

本業務において修繕が必要と判明した場合、修繕作業は原則として業務の範囲外とする。ただし、あらかじめ発注者が支給する予備品、点検箇所に常備する予備品等への交換並びに受注者が所有する補修材料等による補修(軽微な補修等)が可能な場合は、受注者は発注者の承認を得た上で交換又は補修作業を実施するものとし、その費用は受注者の負担とする。

## 7 業務対象設備

各中継所における業務対象設備は次のとおりとする。詳細は別紙1「点検対象設備一覧」のとおりである。

設備名称	内 訳
受電設備	受電盤、制御設備及び耐雷トランス
非常用発電設備（一般用電気工作物）	内燃機関及び付属装置
	発電機及び励磁装置
	起動用蓄電池
動力・電灯盤設備	分電盤及び制御設備

## 8 業務内容

- (1) 点検項目は、別紙2「点検及び試験の基準」のとおりとし、点検回数は各所年1回とする。
- (2) 点検は、原則として発注者の立ち会いの下で実施すること。なお、実施日については協議により決定すること。
- (3) 設備の異常を発見したときは、原因、部品交換の必要性の有無等を調査し、速やかに状況を発注者に報告し、対応を協議すること。
- (4) 測定結果は、基準値及び過去のデータと比較し、異常があった場合には、その原因及び改善方法の検討を行い、速やかに発注者に報告すること。(比較した結果を報告書に記載すること。)

(別紙 1)

### 点検対象設備一覧

	設備名	受変電設備		非常用発電設備	
		契約容量	受電電圧(V)	容量(kVA)	電圧(V)
1	三登山中継所	60A 4kW	1 φ 210/105 3 φ 200	7.5	1 φ 210/105
2	北蓼科中継所	20A 6kW	1 φ 105 3 φ 200	10	3 φ 210
3	山形中継所	60A	1 φ 210/105	7.5	1 φ 210/105
4	中綱中継所	60A	1 φ 210/105	5	1 φ 210/105
5	三笠中継所	8kVA	1 φ 210/105	7.5	1 φ 210/105
6	台ヶ峰中継所	8kVA	1 φ 210/105	7.5	1 φ 210/105
7	陣馬形中継所	30A 6kW	1 φ 105 3 φ 200	10	3 φ 210

(別紙2)

### 点検及び試験の基準

電気工作物		点検及び試験項目	年次点検（年1回）
電気使用場所の設備	受電盤及び制御回路	外観点検	○
		絶縁抵抗測定	○
		継電器動作試験	○
	耐雷トランス（低圧）	避雷素子の確認、交換	○
	電動機 電熱器	外観点検	○
	照明装置、接地装置	絶縁抵抗測定	○
	配線及び配線器具	接地抵抗測定	○
非常用予備発電機	内燃機関及び附属装置	外観点検	○
		起動試験	○
	接地装置	外観点検	○
絶縁抵抗測定		○	
接地抵抗測定		○	
小出力発電設備	蓄電池	外観点検	○
		比重測定	○
		電圧測定	○

注 絶縁抵抗測定は、実施できない部分がある。（別添図面参照）